

## 各種医療費受給者証更新のお知らせ

現在お持ちの【重度心身障がい者】・【ひとり親家庭等】・【乳幼児】の各種医療費受給者証は令和5年7月31日（月）までが有効期限となっております。

令和5年8月1日（火）から有効となる新しい受給者証は、対象者の方へ7月下旬に送付いたしますので、期限が切れた古い受給者証は、ご家庭にて破って処分してください。

万一、令和5年7月31日（月）までに新しい受給者証が届かない場合は、下記担当までご連絡をお願いいたします。

なお、各受給者証の交付を受けるには所得制限があります。今回の更新で対象とならない方については別途通知いたします。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131

## 国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在お使いの国民健康保険の保険証は、有効期限が令和5年7月31日（月）となっております。

8月1日（火）からお使いいただく保険証は、7月末日までにお手元に届くように世帯主様宛に世帯全員分を同封して郵送します。

期限切れの保険証については、ハサミで切って処分してください。

保険証が7月末日までに届かない場合は、下記問い合わせ先までご連絡願います。



### 保険証の有効期限について

新しい保険証の有効期限は令和6年7月31日（水）までとなります。

ただし、以下に該当する方は、有効期限が異なります。

- ①有効期限までに75歳を迎えられる方：後期高齢者医療制度に加入となりますので、誕生日の前日が有効期限となります
- ②有効期限までに70歳を迎えられる方：誕生日の翌月1日から高齢受給者証に切り替わりますので、誕生日の属する月の末日が有効期限となります

■お問い合わせ先 町民課住民グループ ☎01392-2-3131（内線：126・127）

## 野良猫への無責任なエサやりはやめましょう

猫は繁殖力が強いので、無責任に野良猫へエサやりを行うと、子をたくさん産むようになり、飼い主のいない不幸な野良猫が増え続けます。

さらに、野良猫が増えることで、近所の庭や家の周りへのふん尿被害が発生し、放置されたエサの食べ残しが虫やカラスを集める原因となり、生活環境の悪化へも繋がります。

エサやりをする前に一度立ち止まって、不妊去勢手術をする、自分で飼う、引き取り手を探すなど、野良猫の将来のためにできることを考えてみてください。不幸な野良猫を増やさないためにも、無責任なエサやりはしないようにしましょう。

また、町では、不幸な野良猫等が増えないよう、対策として「木古内町動物の愛護及び管理に関する条例」を定めています。町民のみなさんのご協力をお願いします。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131

